

山我浩著「原爆裁判—アメリカの大罪を裁いた三淵嘉子」毎日ワズ 2024年6月20日刊を読む(II)

開倫塾

塾長 林明夫

1. (1)人類の歴史はじまって以来の大規模、かつ強力な破壊力をもつ原子爆弾の投下によって損害を被った国民に対して、心から同情の念を抱かない者はないであろう。  
(2)戦争を全く廃止するか少なくとも最小限に制限し、それによる惨禍を最小限にとどめることは、人類共通の希望であり、そのためにわれわれ人類は日夜努力を重ねているのである。
2. (1)けれども、不幸にして戦争が発生した場合には、いずれの国もなるべく被害を少なくし、その国民を保護する必要があることはいうまでもない。  
(2)このように考えてくれば、戦争災害に対しては当然に結果責任に基く国家補償の問題が生ずるのである。  
(3)現に本件に関係するものとしては「原子爆弾被害者の医療等に関する法律」があるが、この程度のもものでは、とうてい原子爆弾による被害者に対する救済、救援にならないことは、明らかである。  
(4)国家は自らの権限と自らの責任において開始した戦争により、国民の多くの人々を死に導き、傷害を負わせ、不安な生活に追い込んだのである。  
(5)しかもその被害の甚大なことは、とうてい一般災害の比ではない。被告がこれに鑑み、十分な救済策を執るべきことは、多言を要しないであろう。
3. (1)しかしながら、それはもはや裁判所の職責ではなくて、立法府である国会及び行政府である内閣において果さなければならない職責である。  
(2)しかも、そういう手続きよってこそ、訴訟当事者だけでなく、原爆被害者全般に対する救済策を講ずることができるのであって、そこに立法及び立法に基く行政の存在理由がある。終戦後十数年を経て、高度の経済成長をとげた我が国において、国家財政上これが不可能であるとはとうてい考えられない。  
(3)われわれは本訴訟をみるにつけ、政治の貧困を嘆かずにはおられないのである。

P256 ~ 257

#### <コメント>

1. NHK 朝の連続ドラマ「虎に翼」の主人公のモデル、三淵嘉子さんが東京地方裁判所の判事であったときに6年間にわたり「原爆裁判」をご担当、その「判決」の様子が本日9月6日の番組で報じられました。
2. 参考までに「判決文」の最後の章を書き抜かせて頂きましたので、御一読ください。
3. この判決の与えた影響は大きく、被害者補償に関する法律判定や平和運動、国連での核拡散防止などの基礎を築いたものと高く評価されています。

2024年9月6日(金)